

## 運転経歴証明書等の記載事項の変更届出（住所等を変更する場合）

<b>手続きする場合</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住所に変更があった場合</li> <li>○ 氏名に変更があった場合</li> <li>○ 生年月日を修正する場合</li> <li>※ いずれも秋田県内に住所がある方の手続です。</li> <li>○ マイナ経歴証明書のみを所持している方で住所変更ワンストップサービス等の手続を行い、利用している方は運転免許センターや警察署等への記載事項変更届出が不要となります。</li> </ul>													
<b>更新場所</b>	<b>運転免許センター</b>	<b>警察署</b> 又は二ツ井、にかほ、美郷、増田、羽後の各交番												
<b>受付時間等</b>	月曜日から金曜日（平日のみ） ※土曜日・日曜日・祝日・振替休日及び年末年始の休日は手続ができません。													
	午前 8 : 3 0 ~ 午前 1 1 : 0 0 午後 1 : 0 0 ~ 午後 4 : 0 0	午前 9 : 0 0 ~ 午後 4 : 0 0												
<b>必要なもの</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運転免許証等                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転経歴証明書</li> <li>・マイナ経歴証明書</li> </ul>                             ※運転経歴証明書とマイナ経歴証明書のどちらも所持している方は、必ず両方をご持参してください。                         </li> <li>○ 添付書類                             <ul style="list-style-type: none"> <li>変更する内容に応じて運転経歴証明書等のほかに以下の書類をお持ちください</li> <li>※マイナ経歴証明書のみお持ちで、ワンストップサービスで変更手続きをした方は手続不要です。</li> </ul> </li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%; text-align: center;">区分 項目</th> <th style="width: 60%; text-align: center;">運転経歴証明書のみ保有する方</th> <th style="width: 30%; text-align: center;">マイナ経歴証明書を保有する方 (2枚持ちの方も含まます)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">氏名</td> <td>住民票（本籍が記載されたもので、交付から6ヶ月以内）※コピー不可 またはマイナンバーカード（氏名変更の経緯が記載されたもの）の提示</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">住所</td> <td>住民票（交付から6ヶ月以内）※コピー不可 または以下の新しい住所を確認できる書類 ○マイナンバーカード ○公共料金の請求（領収）書（更新者が宛先のもの） 例：電気、ガス、水道料金の請求書又は領収書 ○官公庁等発行の通知書・郵便物等（更新者が宛先のもの） 例：税金、年金関係の各種通知書又は証明書 など ※いずれもコピー不可</td> <td style="vertical-align: top;">マイナンバーカードの提示 (マイナンバーカードに記載されている氏名・住所で確認します。)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">旧姓の併記</td> <td>住民票（旧姓が記載されたもので、交付から6ヶ月以内）※コピー不可 またはマイナンバーカード（旧姓・旧氏が記載されたもの）の提示</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;"><b>【外国人の方（日本国籍を有しない方）】 ※令和7年（2025年）10月1日から</b>                  マイナ経歴証明書を持っていない場合、以下の書類のうち、いずれかの提示も必要となります。                  在留カード／特別永住者証明書／外国人に関する事項(特定事項)<sup>*</sup> がすべて記載された住民票(コピー不可)                  ※外国人に関する事項（特定事項）                  国籍または地域、住基法第30条の45に規定する区分、在留資格、在留期限、在留期限の満期日、在留カード等の番号</p>		区分 項目	運転経歴証明書のみ保有する方	マイナ経歴証明書を保有する方 (2枚持ちの方も含まます)	氏名	住民票（本籍が記載されたもので、交付から6ヶ月以内）※コピー不可 またはマイナンバーカード（氏名変更の経緯が記載されたもの）の提示		住所	住民票（交付から6ヶ月以内）※コピー不可 または以下の新しい住所を確認できる書類 ○マイナンバーカード ○公共料金の請求（領収）書（更新者が宛先のもの） 例：電気、ガス、水道料金の請求書又は領収書 ○官公庁等発行の通知書・郵便物等（更新者が宛先のもの） 例：税金、年金関係の各種通知書又は証明書 など ※いずれもコピー不可	マイナンバーカードの提示 (マイナンバーカードに記載されている氏名・住所で確認します。)	旧姓の併記	住民票（旧姓が記載されたもので、交付から6ヶ月以内）※コピー不可 またはマイナンバーカード（旧姓・旧氏が記載されたもの）の提示	
区分 項目	運転経歴証明書のみ保有する方	マイナ経歴証明書を保有する方 (2枚持ちの方も含まます)												
氏名	住民票（本籍が記載されたもので、交付から6ヶ月以内）※コピー不可 またはマイナンバーカード（氏名変更の経緯が記載されたもの）の提示													
住所	住民票（交付から6ヶ月以内）※コピー不可 または以下の新しい住所を確認できる書類 ○マイナンバーカード ○公共料金の請求（領収）書（更新者が宛先のもの） 例：電気、ガス、水道料金の請求書又は領収書 ○官公庁等発行の通知書・郵便物等（更新者が宛先のもの） 例：税金、年金関係の各種通知書又は証明書 など ※いずれもコピー不可	マイナンバーカードの提示 (マイナンバーカードに記載されている氏名・住所で確認します。)												
旧姓の併記	住民票（旧姓が記載されたもので、交付から6ヶ月以内）※コピー不可 またはマイナンバーカード（旧姓・旧氏が記載されたもの）の提示													
<b>その他</b>	○ 運転経歴証明書等には、本籍が記載されていないので、本籍に変更があっても届出の必要はありません。													

お問い合わせ先

運転免許センター TEL 018-824-3738  
 または最寄りの警察署（免許受付）まで